

杉並区立高井戸地域区民センター、杉並区立高齢者活動支援センター及び杉並区高井戸温水プールの指定管理者募集要項 質問への回答

令和8年6月17日までに受け付けた質問への回答は以下のとおりです。

No.	項目		質問事項	回答	
1	募集要項	4P	第2章 対象施設と指定管理期間 1 対象施設⑨指定管理者が自らの業務のために使用する部屋	施設の受付は「3施設一括の1階総合受付カウンター」とありますが、離れた位置にあると認識しております、浴室の受付も含め1つにまとめるとの理解でよいでしょうか。また、3階の備付器具等の貸出カウンターは具体的にどこに位置しており、スタッフが常駐することは必須か否か、ご教示ください。	現在の浴室受付は1階総合受付カウンターから離れた位置に設置していますが、1か所にまとめることは必須ではありません。また、3階備付器具等の貸出カウンターは3階創作室のロビーを挟んで向かいにあります。なお、スタッフ常駐は必須ではありません。
2	募集要項	5P	第2章 対象施設と指定管理期間 1 対象施設(2)建物の構造、面積等⑩第三者の設置する自動販売機等	指定管理者が設置されている自動販売機の1台当たりの設置料金(年額)と2台分の合計金額をご教示ください。	自動販売機の設置料金はかかりません。
3	募集要項	6P	第3章 管理・運営 1 管理の基準(2) 休館日 高井戸温水プール	「第3月曜日が祝日に当たるときは、その翌日が休場日」とあります。第3月曜日の翌日が祝日の場合の対応についてご教示ください。	第3月曜日、その翌日がともに祝日の場合は、次の平日が休場日となります。
4	募集要項	8P	第3章 管理・運営 2 業務の範囲(4) 自主事業③	「設置スペースの概要については、以下のとおりです」とありますが、その記載が見当たりません。設置可能な箇所についてご教示ください。また、指定管理者として2台以上の設置が可能かご教示いただけますと幸いです。	現在、指定管理者が設置する自動販売機は高井戸地域区民センター3階に2台設置されています。設置場所はそれぞれ、体育室の北西側出入口付近と創作室の北側付近となっています。 なお、設置場所については、施設本来の機能維持を阻害する場所や利用者の通行、避難、安全確保に支障が生じるおそれのある場所などには設置できません。また、他の自動販売機を設置する福祉団体等への配慮などを踏まえ、設置台数についても事業計画書の中で提

					案ください。
5	募集要項	9P	第3章 管理・運営 3業務の委託等及び 第三者との関係(2) 指定管理業務の再委 託先の指定	浴室の清掃・浴室の整理整頓の再委託先が指定されて いますが、 ①浴室の清掃業務は更衣室も含む清掃の認識でよろ しいでしょうか。また清掃に係る消耗品等含まれる 理解で宜しいでしょうか。 ②委託にかかる金額について令和8年度の委託費を ご教示ください。また令和9年度以降委託金額につ いて変動がある場合はお示しください。	①浴室の清掃・浴室の整理整頓業務は、更衣 室等浴室周辺を含みます。浴室入口ゲート から内部を再委託先が清掃を実施すること とし、清掃に係る消耗品等は指定管理者が 購入することとします。 ②令和8年度の委託費は16,091,000円です。 なお、令和9年度以降の委託金額について は未定です。
6	募集要項	9P	第3章 管理・運営 3業務の委託等及び 第三者との関係(2) 指定管理業務の再委 託先の指定	①三療サービスのマッサージ室内の清掃業務は指定 管理者が実施する必要がありますでしょうか。 ②委託にかかる金額について令和8年度の委託費を ご教示ください。また令和9年度以降委託金額につ いて変動がある場合はお示しください。	①マッサージ室内の清掃業務は指定管理者が 実施します。 ②令和8年度の委託費は施術者2名分の日額 単価が3,845円となり、稼働日すべて2名 体制の場合、年額1,330,370円となります。 施術者が1名配置の場合には再委託先への 支払いを減額し、区と指定管理者の間で年 度末に精算を行います。 なお、令和9年度以降の委託金額について は未定です。
7	募集要項	12P	第3章 管理・運営 4区と指定管理者の 責任分担(3)設備・ 備品の分担②設備等 の賃貸借	予約システムの管理用端末の台数をご教示くださ い。	3台です。
8	募集要項	13P	第3章 管理・運営 4区と指定管理者の 責任分担(5)消費税 の適格請求書等保存 方式(インボイス制 度)への対応	タッチパネル式自動券売機を利用した際、発券され るチケットに適格請求書の要件を満たす記載はござ いませうでしょうか。また、記載されている場合は、 記載内容の変更に伴う経費も収支計画書に見込むべ きでしょうか。	発券されるチケットに記載はございません。

9	募集要項	13P	第3章 管理・運営 4区と指定管理者の 責任分担(6)公契約 条例の適用	収支計画書5か年度作成に当たっては、令和8年度の金額を反映すべきとの考えで相違ございませんでしょうか。	ご提出いただく収支計画書に記載の person 費と実際に支払う必要がある person 費の乖離を防ぐため、募集要項13ページに掲載する「参考杉並区公契約条例：指定管理協定に係る労働報酬下限額の推移」を参考に各年度の必要 person 費を算出してください。 なお、実際の労働報酬下限額が想定を上回った場合、区は必要な補填を行います。
10	募集要項	13P	第3章 管理・運営 4区と指定管理者の 責任分担(6)公契約 条例の適用	person 費算出の際に令和9年度以降の公契約条例の下限額の推移をどのように見込み算出すべきかご教示ください。また、区の公契約、最低賃金下限額が更新になった場合の補填はあるかご教示ください。ない場合、それを見越しての収支計画を求めているかご教示ください。	No.9の回答と同じです。
11	募集要項	14P	第4章 管理運営に 要する経費 2 指定 管理料	令和10年度以降については、person 費や物価上昇等も見据えて、各年度の指定管理料を算出してください。とございますが、杉並区は公契約条例にて労働報酬下限額が設定されております。上記に記載する person 費の上昇については、東京都の最低賃金上昇を想定されておりますでしょうか。	東京都の最低賃金ではなく、杉並区公契約条例に基づき決定される労働報酬下限額の上昇を想定していただきます。 なお、杉並区公契約条例に基づき決定される労働報酬下限額は、東京都の最低賃金を踏まえて決定しています。
12	募集要項	14P	第4章 管理運営に 要する経費 2 指定 管理料	高井戸地域区民センター、高齢者活動支援センター、ひととき保育高井戸、機能回復訓練室、高井戸温水プールについて、直近の光熱水費の数値をご教示ください。	令和7年度の光熱水費は計 59,325,051 円です。施設別の内訳は作成しておりません。
13	募集要項	18P	第4章 管理運営に 関する経費 4 収入	令和7年度の指定管理料を除く収入(利用料金収入、駐車場収入、コピー機・製版印刷機収入、自主事業を除く事業収入)の合計は、約7,176万円でした。とございますが、利用料金収入(高井戸区民センター)、利用料金収入(貸出備品)、利用料金収入(浴室)、利用料金収入(温水プール)、駐車場収入、コピー機・製版印刷機収入、スポーツ振興事業収入の各内訳をお示しください。	内訳は以下のとおりです。 「利用料金収入(高井戸区民センター)」約2,945万円、「利用料金収入(貸出備品)」約7万円、「利用料金収入(浴室)」約278万円、「利用料金収入(温水プール)」約2,877万円、「駐車場収入」約765万円、「コピー機・製版印刷機収入」約33万円、「スポーツ振興事業収入」約266万円。 その他に、第三者が設置する自動販売機の電

					気料金の収入があります。
14	募集要項	18P	第4章 管理運営に関する経費 4 収入 (1) 利用料金に関する収入	<p>現地説明会にて、「現在の収益認識基準は現金主義」と伺いました。本年度（現行事業者様の最終年度）、2027年度分の利用料金がどの程度現行事業者様の収入となるかご教示をお願いいたします。また、2027年度以降発生主義に変更した場合、④の記載の通り「最終年度は翌年度の利用料金の事前支払は受け付けない」とありますので、最終年度の収支計画は翌年度の利用料金を見込まずに算出する必要があると認識しております。当該年度と翌年度分の利用料収入の割合（〇〇：〇〇）を過去実績を元にご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>募集要項「第4章管理運営に関する経費」「4 収入」「(1) 利用料金に関する収入④」に記載の「指定管理期間が終了する最終年度は、翌年度の利用料金の事前支払が受け付けせず、事前収納を行わないこととします。」は、指定管理者の引継ぎを想定した記述ですが、全文を削除いたします。引継ぎにつきましては、「第6章決定後の手続き」「2 準備業務・引継業務」をご参照ください。</p> <p>令和7年度（2025年度）の貸出用室場の利用状況は、募集要項別紙2のとおりであり、指定管理料を除く収入額は18ページに記載のとおり約7,167万円でした。</p> <p>令和8年度の利用料金は令和7年度と同一であり、利用状況が横ばいで推移した場合、ほぼ同額になるものと見込まれます。</p> <p>なお、公共施設予約システム（さざんかねっと）は、令和8年3月16日から利用料金のクレジットカード決済が可能となっており、令和8年4月のクレジットカード決済は全体の約10%でした。残りの約90%は利用日当日に受付で現金払いをしています。</p>
15	募集要項	18P	第4章 管理運営に関する経費 4 収入 (2) 指定管理料	<p>なお、「区と協定を締結して行う災害対応に関する業務」の収入があった場合は、指定管理業務の対象外の収入とし、指定管理料の算定には含みません。とあります。対象外の収入の具体例がございましたらご教示ください。</p>	<p>募集要項別紙10「災害対応に関する協定の例」第8条（56ページ）に、「区が指定管理者に応急対応の要請をした際に伴う費用等については、協議の上、費用負担を決定する」と記載しております。</p> <p>過去にこの条項が適用された災害はありませんが、具体には施設利用者の避難誘導や施設の被害状況の確認・報告が、通常の勤務時間</p>

					外に及んだ場合の人件費などが想定されます。
16	募集要項	23P	第5章 公募・選定 4 審査・選定に関する 事項(2) 審査方法④ 第二次審査及び指定 管理者候補者の選定	第二次審査のプレゼンテーションとヒアリングの各 所要時間及び参加者人数制限、その他諸条件があれ ばご教示ください。また、プレゼンテーションの際 に使用する投影資料は事業計画書データをそのまま 活用することが必須か、多少デザイン修正すること も可能か、ご教示ください。	第一次審査通過団体には、第二次審査の日程、 実施方法等を通知します。人数制限などの諸 条件につきましては、通知に記載をいたしま す。
17	募集要項	24P	第5章 公募・選定 4 審査・選定に関する 事項(4) 主な評価基 準①法人の適格性	区内事業者(加点)とあります。何点くらい加点さ れるのでしょうか?ご教示ください。	点数については開示できません。
18	募集要項	24P	第5章 公募・選定 4 審査・選定に関する 事項(4) 主な評価基 準②企画提案の妥当 性	「利用満足度向上の取組」について、現在の満足度 調査やアンケート等の実施結果を過去3年分お示し いただけますでしょうか。どの程度の向上を考える 必要があるかの判断材料といたくご教示をお願いい たします。	毎年8月から9月に高井戸地域区民センター 利用者を対象にアンケートを実施していま す。サンプル数や回答方法(紙かlogo フォ ームか)などが年度により異なりますが、「大変 満足している」「どちらかといえば満足して る」の合計では、令和5年度92.0%、令和6 年度85.8%、令和7年度86.3%でした。
19	募集要項	24P	第5章 公募・選定 4 審査・選定に関する 事項(4) 主な評価基 準②企画提案の妥当 性	「集会施設と公園の一体的管理」について、一体的 管理はどのような事を指しているか、杉並区様が求 められていることをご教示いただけますと幸いです。 募集要項P7(3)指定管理者の業務から除くも のとして、広場の業務分掌については把握しており ますが、その他に求められる一体的管理がございま したらご教示ください。より良い運営のためにお伺 いしております。	併設施設(高井戸地域区民センター、高齢者 活動支援センター、高井戸温水プール)と広 場(植栽、駐輪場を含む)の一体的・効率的な 管理を想定しています。 評価基準名が分かりにくいと判断し、「集会施 設と公園の一体的管理」を「併設施設の一体 的管理」に変更させていただきます。
20	募集要項	27P	第6章 決定後の手 続き 2 準備業務・引 継業務(2) 引継業務	現指定管理者との引継ぎにあたっては、光熱水費各 メーターの確認、鍵の引き渡し等、3月31日から4 月1日にかけて多くの引継業務の発生が考えられま す。4月1日を臨時休館日とすることは可能でしょ うか?ご教示ください。	引継ぎを行うにあたり、休館日を設けること が必要、且つ、やむを得ない理由があると認 められる場合は、休館とすることは可能です。 なお、公共施設予約システムでは、施設利用 日が属する月の3か月前から抽選申込を行う

					ことから、前年の12月中に方針を決定する必要があります。
21	募集要項	32P	別紙1 貸出用室場の面積・定員・主な設備、備品等一覧	杉並区 HP_施設案内_高齢者活動支援センターには、第3講座室が存在しています。こちらの一覧にはないのですが、別の用途に転用される等の予定があるのでしょうか？ご教示ください。	「別紙1 貸出用室場の面積・定員・主な設備、備品等一覧」に記載が漏れていたの以下追加します。 ○第3講座室 床面積34.99㎡ 定員11人 主な設備・備品等 会議用長机・椅子 ○趣味の部屋 床面積49.00㎡ 定員6人 主な設備・備品等 ビリヤード台 なお、転用等の予定はありません。
22	募集要項	43P	別紙3 貸出用室場の利用料金一覧 1 高井戸地域区民センター(5)複写機、製版印刷機の利用料金収入	複写機_令和4年度_117,40円とあります。ひとけた足りない気がするのですが、いかがでしょうか？	117,340円に訂正をさせていただきます。
23	募集要項	47P	別紙6 カフェ運営及び利用者向け設備設置スペース概要	1階入り口付近(屋外)、広場などで弁当の販売をすることは可能でしょうか。	区と現行の指定管理者が締結している基本協定では、「建物の1階カフェ部分及びこれに続く外部テラス部分を使って、自主事業としてカフェを運営するものとする。」としています。 また、同協定では、指定管理者は「本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。」「自主事業を実施する場合は、区に対して事業計画書を提出し、事前に区の承諾を受けなくてはならない。その際、区と指定管理者とは必要に応じて協議を行うものとする。」と規定しています。 このため、協議事項になりますが、区は自主事業を承諾するにあたり、以下の判断基準を

					<p>持っておりますので、参考としてください。</p> <p>①施設の設置目的に合致した内容となっているか</p> <p>②本業務の遂行を妨げない内容となっているか</p> <p>③当該施設を使用する内容となっているか</p> <p>④自主事業の参加方法に関する公平性が確保されているか</p> <p>⑤参加者に受講料などの負担を求める場合、その金額が、公共施設で実施する事情を勘案し、民間の同種の事業と比較して適正であるか</p> <p>⑥利用者の満足度向上、利用促進に繋がる内容となっているか</p>
24	募集要項	47P	別紙6 カフェ運営及び利用者向け設備設置スペース概要	<p>現在のカフェ運営のための施設や備品類について引継ぎの協議事項とするとありますが、具体的にどのような施設と備品があるかご教示ください。指定管理者変更の際は原状回復を原則とするのか、厨房設備・テーブル・椅子等は備品として残置されるかどちらでしょうか。</p>	<p>現時点で、カフェでは軽食、甘味食品、ビールを含むドリンク、つまみ類を提供しており、区の備品である冷水器1台、保冷庫2台があるほか、指定管理者が備品・物品を備えて運営しています。</p> <p>指定管理者の備品・物品につきましては、杉並区情報公開条例（昭和61年12月1日条例第38号）第6条（3）「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。」に該当するため非公開としますが、指定管理者候補者に選定された場合は、現行指定管理者との引継ぎを行いますので、その時点で開示を行います。</p> <p>なお、カフェを含む高井戸地域区民センターの区の備品一覧は、事前にご連絡をいただい</p>

					た上で、地域課窓口で閲覧することができません。
25	募集要項	58P	別紙 11 応募書類 5	登記事項証明書について、弊社が6月に株主総会を開催した影響で、登記簿変更手続き中のため書類の提出後に差し替えが発生いたしますがご了承いただけますでしょうか。	募集要項「第5章公募・選定」「5留意事項」「(3)失格③」に、応募書類が、提出期限を過ぎて提出された場合は失格とする旨の記載がありますが、予め、提出が遅れることをお申し出いただき、やむを得ない正当な理由があると認められる場合は、例外として扱うことが可能です。
26	募集要項	58P	別紙 11 応募書類 11	法人税納税証明書及び消費税納税証明書（直近3年分）は、その1での提出でよろしいでしょうか、もしくはその3の3の提出でしょうか	法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを確認させていただきますので、「その3の3」をご提出ください。
27	募集要項	58P	別紙 11 応募書類 14	労働者名簿について、施設スタッフ全員の名簿ではなく、賃金台帳や出勤簿と同様、有期雇用・無期雇用の各1名分の労働者名簿という認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	募集要項	60P	別紙 12 応募書類作成要領 1 応募書類作成方法	事業計画書の枚数上限はないという認識でお間違いないでしょうか	枚数制限は設けておりません。
29	募集要項	61P	別紙 12 3 応募書類の提出方法	No1～No5は綴じずに別冊で1部提出し、No10～No11で綴じて2部別冊提出、No12～17で綴じて2部別冊提出し、No6～No9+18のみ最初に表紙をつけて10部別冊提出、でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	業務要求水準書	16P	第3章 基本事項 5 その他(8) 選挙、災害対応に関する協力	① 施設が公職選挙法に基づく選挙当日の投票所もしくは、期日前投票所（以下、「投票所」という。）に指定された場合、選挙管理委員会事務局と調整を行い、以下の対応を行うこと。とございますが、選挙投票所となった場合、施設は全館休館となりますでしょうか。 ② 現指定期間において選挙投票所となった実績があれば、その日数をお示しください。	全館休館とはなりません。 選挙当日は体育室を、期日前投票期間中は第1、2集会室を、従事者控室として第6集会室を使用しています。また、選挙の種類によって使用できない期間が異なります。 なお、現指定期間における選挙投票所となった日数の実績は54日です。

31	業務要求水準書	42P	第9章 高井戸地域 区民センターに関する特記事項 2 図書室運営業務 (12)	図書室運営のための業務責任者1名と副業務責任者2名の配置が必要だと認識しております。こちらの3名については集会施設における施設長等との兼務が可能かご教示ください。	図書室の業務責任者、副業務責任者は、現時点では専任として配置されていますが、兼務を禁じるものではありません。 事業計画書5-2②に、執行体制(組織)、人員配置、月間ローテーションを記載いただきますが、兼務とすることで職責を果たすことに支障がないか、考え方をお示しください。
32	業務要求水準書	42P	第9章 高井戸地域 区民センターに関する特記事項 2 図書室運営業務 (13)	「地域の皆様が伝統的にかかわってきたお話し等の事業について十分な配慮をすること」とありますが、こちらは既存事業で現行事業者様から引き継ぐべき事業という理解でよいでしょうか。また、お話し会の年間の実施回数・参加者数・年齢層・内容をご教示いただけますと幸いです。	事業を現行事業者から引継いでいただきます。 なお、令和7年度のお話し会の実施回数68回、参加者数1,037人でした。年齢層は把握しておりません。 内容は現指定管理者のノウハウ等にあたることから回答は差し控えますが、引継ぎを行う際に確認いただくこととなります。
33	業務要求水準書	43P	第9章 高井戸地域 区民センターに関する特記事項 5 自主事業	現地説明会にて、協議会様が学級講座等の事業を実施しているため内容が被らないように、と伺いました。協議会様が実施されている事業の内容・参加者数・年齢層等をご教示いただけますでしょうか。	主な事業と参加者数は次のとおりです。 ちびっこ盆踊り 延べ9,673名 高井戸センターまつり 延べ6,746名 高井戸消防まつり 3,495名 高井戸コミュニティすくーる 19名 スマホ教室 38名 天文講座 96名 キッズテニス 38名 歴史講座 58名 ゴルフ初心者用講座 延べ27名 防災フォーラム 106名 高井戸狂言会 307名 ※キッズテニスの小学生低学年を除き参加者は幅広い年齢層となっています。
34	業務要求水準書	46P	第10章 高齢者活動 支援センターに関する特記事項 4 受付案内特記事項	現在1階の総合受付では、集会施設・高齢者活動支援センター・浴室・プールの全てを受付されている認識で合っているかご教示ください。備品の貸出のみ3階に貸出コーナーがあると思いますが、こちら	1階総合受付では浴室の利用者以外の方の受付をしています。 3階の貸出カウンターでは、3階の集会室等で使用するアンプマイクやスクリーンといっ

				の貸出を1階に配置させることは可能でしょうか。	た備品の貸出しを行っています。重い備品の運搬を考慮して3階に貸出カウンターを設置しているものです。設置場所を含め、事業計画書の中でご提案ください。
35	業務要求水準書	46P	第10章 高齢者活動支援センターに関する特記事項 5 健康相談室の運営	保健師による高齢者健康相談を実施とありますが、保健師の方の手配は杉並区様あるいは指定管理者のどちらの担務となるかご教示ください。	保健師については、指定管理者が必要な人数を適切に配置する必要があります。
36	業務要求水準書	46P	第10章 高齢者活動支援センターに関する特記事項 6 敬老の日イベント及び健康増進・介護予防・認知症予防・生きがい等事業の実施	(1)(2)について、過去3年間の実施内容・参加者数・アンケート結果をご教示いただけますでしょうか。	実施内容、参加者数については「別紙(No.36資料)」のとおりです。アンケートについては、イベント、事業等開催回ごとに実施していますが、取りまとめていません。
37	業務要求水準書	50P	第11章 高井戸温水プールに関する特記事項 3 スポーツ事業に関する業務	プール及びプール付属室において、区民にスポーツを普及し、健康体力の維持増進を図るとともに、自主的、継続的な地域スポーツ活動の推進するため、以下のスポーツ普及・振興事業を行う。なお、(2)から(5)について、プール繁忙期は、原則として実施できない。とございますが、プール繁忙期は7月20日～8月31日の夏休み期間との認識でよろしいでしょうか。	プール繁忙期の設定は、7月1日～9月15日とし、貸出、教室事業を行わず、一般使用を原則とする期間としております。
38	その他			広場でキッチンカーの設置やマルシェの開催は可能でしょうか。	N023で回答しているように、区と現行の指定管理者が締結している基本協定において、指定管理者は「本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。」「自主事業を実施する場合は、区に対して事業計画書を提出し、事前に区の承諾を受けなくてはならない。その際、区と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。」と規定しています。

				<p>このため協議事項となりますが、この範疇において実施は可能であり、区は自主事業を承諾するにあたり、以下の判断基準を持っております。</p> <p>①施設の設置目的に合致した内容となっているか</p> <p>②本業務の遂行を妨げない内容となっているか</p> <p>③当該施設を使用する内容となっているか</p> <p>④自主事業の参加方法に関する公平性が確保されているか</p> <p>⑤参加者に受講料などの負担を求める場合、その金額が、公共施設で実施する事情を勘案し、民間の同種の事業と比較して適正であるか</p> <p>⑥利用者の満足度向上、利用促進に繋がる内容となっているか</p> <p>なお、高井戸地域区民センターではこれまでキッチンカーやマルシェの実績はありません。</p>
39	その他		稼働の低い部屋について、当日から1週間前を切り空いていた場合、利用料金を割引し貸出することは可能でしょうか。	<p>区の各施設設置条例に規定する利用料金を指定管理者の利用料金収入の項目、単価としていただきます。</p> <p>条例に「当日から1週間前を切り空いている室場」の割引に関する規定がありませんので、不可能となります。</p>
40	その他		音楽室・創作室・料理室はそれ以外の目的での利用は不可でしょうか。	<p>公共施設予約システムで設定している各室場の利用種目のみ利用が可能ですが、指定管理者から利用種目の追加や変更に関する協議申し入れをいただければ、協議は可能です。</p>
41	その他		くつろぎの部屋での物販は可能でしょうか。	<p>区と現行の指定管理者が締結している基本協定では、指定管理者は「本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲</p>

				<p>において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。」「自主事業を実施する場合は、区に対して事業計画書を提出し、事前に区の承諾を受けなくてはならない。その際、区として管理者とは必要に応じて協議を行うものとする。」と規定しています。</p> <p>このため、協議事項になりますが、区は自主事業を承諾するにあたり、以下の判断基準を持っておりますので、参考としてください。</p> <p>①施設の設置目的に合致した内容となっているか</p> <p>②本業務の遂行を妨げない内容となっているか</p> <p>③当該施設を使用する内容となっているか</p> <p>④自主事業の参加方法に関する公平性が確保されているか</p> <p>⑤参加者に受講料などの負担を求める場合、その金額が、公共施設で実施する事情を勘案し、民間の同種の事業と比較して適正であるか</p> <p>⑥利用者の満足度向上、利用促進に繋がる内容となっているか</p>
42	その他		次期指定管理期間で工事休館等の予定があるかご教示ください。	現時点で休館を伴う工事の実施予定はありません。
43	その他		自主事業の開催日について、一般利用とのバランスを見るために土日祝は月の 1/3 までとするなど基準があればご教示ください。	自主事業の開催制限については、区と現行の指定管理者が締結している令和 8 年度協定では、「自主事業は年度内につき 10 講座以内とし、使用する枠は、合計 120 枠以内とする。」としています。 なお、令和 9 年度以降については、未定です。

44	その他			<p>令和7年度の支出実績の内訳についてご開示ください。</p>	<p>次のとおりです。 人件費（通勤費、福利厚生費を含み、本社人件費を除く）約8,323万円 光熱水費約5,933万円 外注費約1億4,337万円 本社経費約3,724万円 消費税約2,135万円 その他（通信費、消耗品費、リース料、保険料など）約910万円</p>
45	その他			<p>高井戸温水プールにおける、区が所有する備品リストをご教示ください。また、現指定管理者が持ち込み備品として設置しており、次期指定期間の開始前に撤去される備品がございましたら、ご教示ください。</p>	<p>区の備品一覧は、事前にご連絡をいただいた上で、地域課窓口で閲覧することができます。現指定管理者の持ち込み備品につきましては、杉並区情報公開条例（昭和61年12月1日条例第38号）第6条（3）「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。」に該当するため非公開としますが、指定管理者候補者に選定された場合は、現行指定管理者との引継ぎを行いますので、その時点で開示を行います。</p>